

第2回光が丘第八保育園民間委託化対策協議会
平成17年2月19日(土) 光が丘体育館会議室

協議会検討事項記録

- 議題 1 対策協議会運営規定について
2 協議項目について
3 その他

1-1 第1回協議事項の確認

保護者側委員、区側委員双方の代表により署名

1-2 運営規定(案)の保留項目について

4 (協議検討項目)(イ) 訂正なし 合意

5 (協議検討項目関連資料)

を削除 合意

に変更 合意

7 (記録の取り扱い)

(エ)、文章中の「発行」「発効」に訂正(効力が発生する)

(エ)のは、(カ)のに移動

(オ)の 合意

(カ) 公開内容 個人を特定できる箇所は、黒塗りになる。

合意してサインした内容を練馬区ホームページで公開する。

3日は営業日で計算(土日除く)

(カ) 合意

6 (協議会における合意) 合意

8 (連絡) 合意

9 (個人情報) 合意 (法律等 要綱等含む)

2-1 協議項目の内容と順序について保護者(案)を区側が検討。

3-1 協議内容の確認

前回決定した協議内容について変更がないか、毎回確認する。

3-2 今回の協議内容変更についてスケジュールに対する議論

区側・・・2月10日にスケジュールを提示した。

保護者側・・・スケジュール受理前に区長が所信表明。

第1回の区側提示スケジュールと区長所信表明における時期との矛盾

保護者 : 第一回個別協議会において区が提示したスケジュールによれば、プロポーザルまでに6回の協議が必要としているのに対し、実際には3回しか行えない上に協議項目さえ決まっていない。

区 : 当初案はあくまで、4月実施を目処に提出したものであり、必ずしもプロポーザルまで6回を必要とは考えていない。協議の密度を上げることによって可能と考えている。

協議会の行政執行責任について

保護者 : 協議会については、区の執行責任があるのではないか？

区 : 協議会に対しては、区の執行責任はない。協議会は、あくまで保護者の意見を聞くという区の姿勢の表明である。

業者決定以降の協議会合意内容により当初の募集要領に変更が発生する場合の対応

保護者 : 受託業者決定後の協議会において、条件の変更が生じた場合、契約内容はどうなるのか？

区 : 契約変更を行う。

年度途中の委託が子どもたちに与える影響について

保護者 : 9月に決めた根拠は？子供たちへの配慮はどうなっているのか？

区 : 受託業者を早期に決めて三者で協議したい。引き継ぎ期間を3ヶ月、フォロー体制もとりたい。

次回協議会について

内容

保護者は、協議項目の内容と順序について検討。

区は、保護者(案)検討後、区の(案)がある場合提示した後、ただちに項目の検討に入りたい。

日程 3 / 5 (土) または 3 / 6 (日)

資料 2月16日議会で部長が答弁した委託化による経費削減の根拠を示す資料を保護者側が要求

以 上